

相談事例

ID : 02-02-029

相談タイトル

7年前に修理した雨漏り箇所と同じ場所からの雨漏りについて

Q：ご相談内容

築20年の自宅（住宅）。7年前に雨漏りが発生し修理を行ったが、今回も前回雨漏りが発生した場所と同じところから発生した。今回依頼した施工業者が言うには、前回の修理がずさんだったために今回の雨漏りが発生したと言っていて、状況や原因の調査のため、内壁もすべてとって確認してもらった。今回の工事費は、前回きちんと施工されていれば発生しなかった費用なので、今回かかる費用について前回の施工業者に請求したい。前回工事の見積書、契約書、写真なども手元に有るが、前回施工業者に工事費を請求できるか。

A：回答

前回の施工業者に今回工事の費用請求を行うこと自体は、相談者の方のお考えによる所であり、そのことを阻む様な事由はありません。しかし、実際に前回の施工業者の方に請求金額を払ってもらうには、支払う必要があると納得してもらうだけの根拠が必要ですので、単に「ずさんな工事だった」というだけでなく、状況写真等も含め各種資料が必要になると考えます。また、請求金額についても、妥当性のある金額である必要があると考えます。今回施工した業者の方が、「ずさんな工事」と指摘されているようですので、可能であれば、業者の方にも協力して貰い、資料の準備や前回業者との交渉の場に同席してもらうなど、専門的な話になった場合も対応してもらう様、準備されることが良いと考えます。なお、今からではかないませんが、7年前に雨漏り修繕工事を行ったと言うことですので、今回雨漏りがした段階で、まずは前回施工した業者に連絡し、状況を見てもらうことも方法としてはあったと考えます。